平成２８年（フ）第７９１４号
東京都目黒区大岡山１丁目12―18―204
債務者　増井　　陽
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　信人
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９２２号
東京都立川市高松町１丁目18―２―303
債務者　児玉　秀紀
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　康知
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９３４号
東京都豊島区池袋本町３丁目７―32
債務者　棚町　康平
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　典子
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９３８号
東京都小平市学園東町１丁目10―29―302
債務者　栗城　富子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　真哉
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９０４号
埼玉県さいたま市緑区大字中尾199―８
債務者　松原貿易こと　湊　　剛士（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鐘ヶ江洋祐
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９１０号
東京都中央区日本橋久松町６―８―101
債務者　齋藤　美和（旧姓才川）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　勘市
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年３月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４６９号
千葉県我孫子市岡発戸847番地の５
債務者　海老原祐次
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４９７号
千葉県柏市十余二572番地70　ラフレシールⅡ―403号
債務者　岩瀬　　渉
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５７３号
千葉県松戸市松戸1042番地　ベルピア松戸第２―203号
債務者　村上　　進
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５８５号
千葉県柏市根戸467番地224　高野台ハイツＢ―103号
債務者　八木　啓輔
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５９４号
千葉県野田市なみき２丁目34番地３、申立時の住所千葉県野田市次木337番地14
債務者　増田多美子（旧姓中居）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５９６号
千葉県柏市新逆井１丁目20番６号
債務者　金　　和久
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５９７号
千葉県柏市新逆井１丁目20番６号
債務者　金　　喜和子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６１７号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央４丁目16―21　日浦健一方、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市初富本町２丁目17番14号
債務者　木村　吉寿（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６２４号
千葉県柏市高柳1760番地12
債務者　西村　和彦
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６３３号
千葉県柏市豊四季133番地８　豊四季ハイツ201号
債務者　竹川　三好
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部